

医師不足対策、周産期医療充実に関する意見書

都立墨東病院、杏林大学病院で受入れを断られ、妊婦が死亡・重体になるという痛ましい事態が発生したことにより、総合周産期母子医療センターにおける医師不足や、救急搬送患者の受入れ体制の問題が改めて浮き彫りになりました。

さらに、一連の報道で万が一の事態への不安感が高まり、従前からあった妊婦の大病院志向が一層強まっております。

一方、地域医療機関においても、福島の大野病院事件以降、必ずしも危険な状態ではなくとも、リスクのある妊婦を大病院に送る傾向が強まっていたのですが、さらにその傾向は強まっています。

これらの結果、危険な分娩への対応が可能な高度な対応のできる医療機関に対して、正常分娩の妊婦が集まってしまい、緊急を要する妊産婦の受入れが困難である状況に拍車を掛けることが危惧されるところです。

江戸川区に限ってみても、分娩可能な医療機関は10箇所と限られており、医師の高齢化と、昼夜を問わない激務からの後継者不在により、今後ますます減少することが懸念されています。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、妊産婦の不安感を解消するため、下記の事項を早急 to 実施するよう強く要請します。

記

- 1 医学部定数の増員及び看護師確保のための施策の充実を図ること。
- 2 高度医療にあたる医師・看護師確保対策として、診療報酬の抜本的拡充を行うこと。
- 3 医師・看護師の配置基準については、現代医学・勤務実態に見合ったものとなるよう見直しを行い、勤務医の勤務条件改善を行うこと。
- 4 人口当たり必要な周産期母子医療センター数、NICU数を、低体重児の増加、入院期間の長期化など、新生児の実態にあわせて算出し、必要な施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月4日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長、
内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて